

許 可 （昭和63年1月19日）
認 可 （平成 6年3月23日）

財団法人八尾市文化振興事業団
寄 附 行 為

財団法人八尾市文化振興事業団寄附行為

昭和63年1月19日

許可第1号

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人八尾市文化振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府八尾市光町2丁目40番地八尾市文化会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化活動の振興を図り個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種文化事業の企画及び実施
- (2) 文化の振興に関する調査及び研究
- (3) 文化情報の収集及び提供
- (4) 八尾市文化会館の運営、管理並びに文化事業の受託
- (5) 八尾市生涯学習センターの運営、管理並びに生涯学習事業の受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、金融機関に預託する等、确实かつ有利な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は譲渡し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画報告及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に大阪府教育委員会に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得た後、毎会計年度終了後3月以内に大阪府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、これらのうち重要なものについては理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員の種類)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以内 (うち理事長 1 名、副理事長 1 名、専務理事 1 名、及び常務理事 1 名)
- (2) 監事 2 名

(役員 の 選任)

第 17 条 理事及び監事は評議員会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を定める。

- 2 理事 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 監事の選任に当たっては監事がこの法人の理事、評議員及び職員を兼ねることとなってはならない。
またこの法人の理事と監事との間及び監事相互の間に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事 の 職務)

第 18 条 理事長はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
- 5 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事 の 職務)

第 19 条 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。また必要があるときは、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員 の 任期)

第 20 条 役員 の 任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員 の 解任)

第 21 条 役員が次の各号の 1 に該当するとき、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上に義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第 22 条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 給与の額については理事会の議決を経て、理事長が定める。
- 3 役員には、別に定めるところにより、費用弁償を支給することができる。

第 5 章 理 事 会

(設置および組織)

第 23 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は理事をもって組織する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(招集)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合又は、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。)

(4) 議事事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において、出席理事のなかから選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印をしなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に評議員15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第17条第2項、第20条、第21条並びに第22条第1項本文及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合において、第17条第2項中「理事」とあり、第20条、第21条並びに第22条第1項及び第3項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

5 評議員のうちには、役員の一人与親族その他特別な関係にある者が3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の職務)

第 32 条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員会)

第 33 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算について

(2) 事業報告及び収支決算について

(3) 基本財産について

(4) 長期借入金について

(5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄について

(6) その他この法人の運営に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

2 第 25 条、第 27 条から第 30 条までの規定は、評議員会に準用する。

この場合において、これらの規定中「理事」及び「理事会」とあるのは、それぞれ「評議員」及び「評議員会」と読み替えるものとする。

(議長)

第 34 条 評議員会の議長は、互選とする。

第 7 章 事 務 局

(設置)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免し、有給とする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号の規定によるほか、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 38 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けて、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 補 則

(書類及び帳簿の備え付け等)

第 39 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び第 6 号の書類は永年、同項第 5 号の書類及び帳簿は 10 年以上、同項第 7 号から第 9 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(委任)

第 40 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、大阪府教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、発起人会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 63 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 6 年 3 月 2 3 日認可)

この寄附行為は、大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。